

平成25年度公立大学法人宮城大学年度計画

公立大学法人宮城大学は、法人化による自主的・自律的で、効果的・効率的な運営を行う「県民の大学」として卓越した地域の教育研究拠点となるため、法人運営の指針となる中期目標・中期計画に基づく平成25年度の年度計画を策定する。

平成25年度は、公立大学法人化のもとに策定した第一期の中期計画（平成21年度～平成26年度）の第5年度に当たり、この年度計画の達成状況によって中期計画の達成見込みが想定できる重要な年度計画と認識して、自己点検・評価を進めていかなければならない。

さらに東日本大震災を経験し、グローバル人材育成へのさらなる対応、震災復興を支援する拠点機能としての期待など大学経営を取り巻く環境は大きく変動してきている。

そこで、平成25年度の年度計画は、リアル・アジアの実施等によるグローバル人材の育成、新カリキュラムやクォーター制の導入等による共通教育の充実、GPAの本格運用等による成績評価の改善、食産業学研究科博士後期課程の円滑な運営、他大学・研究機関・自治体等との連携による教育研究活動の質的向上、そして東日本大震災被災地の復興支援を重点事項として推進するものとする。

第1 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

イ 学士課程

(イ) 共通教育

- 平成 25 年度のカリキュラム改正および学部の再編検討をにらんで、「共通教育センター」を人間形成・鍛錬教育センター、学習支援センターへ改組することを検討する。

(ロ) 専門教育

[看護学部]

- 平成 25 年度の共通教育カリキュラムの改正を受けて、看護学部が必要とされる科目群の履修方法を新入生、2 年生に周知すると同時に、履修を可能とするよう時間割上の配置を行う。
- 引き続き、平成 25 年度新カリキュラムにおける専門基礎科目と専門科目の科目配置の連動性を点検する。

[事業構想学部]

- 平成 25 年度からの新カリキュラムを開始させると同時に、運用上の課題に取り組んでいく（海外を含む長期インターンシップの制度整備等）。

[食産業学部]

- 農場実習の実施方法を検討し、より実践的なものとなるように見直しをはかる。食品マーケティング戦略演習および食品企業経営戦略演習 I・II の演習において、ケースメソッドを通じ、農場と連携した実践的農産物・食品マーケティングの体得、財務諸表分析、戦略立案の実践的な訓練を行う。また、ニューロマーケティング等の最先端分野の知見の収集とともに、各分野においては引き続き新ケースの作成・蓄積に努める。
- インターンシップで培った貴重な社会経験を、成果として可視化を行う。具体的には、インターンシップの成果について報告書を作成する。さらに、高校生や一般向けの報告会を開催し、企業と教員との情報交換を深めると共に活動の周知を図る。

ロ 大学院課程

[看護学研究科]

- 博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、老年看護専攻教育課程（26 単位）の申請を行う。また、平成 26 年度のがん看護専攻教育課程（26 単位）の申請に向けて準備を進める。また、既存の各専攻分野について、38 単位の専門看護師教育課程への移行に向けた検討を行う。

[事業構想学研究科（博士前期課程）]

- 引き続き、資格取得に対応した科目の履修指導および履修状況のフォローを行う。また、一級建築士受験資格に関しては、実務実習科目「空間デザイン特別演習」に対応可能なプロジェクト（学内インターンシップの履修機会）の継続的確保や協力を得られる学外設計事務所の開拓を行う。

[事業構想学研究科（博士後期課程）]

- より高度な研究能力育成のため、研究指導プロセスにおける早期からの複数指導体制を充実させる。

〔食産業学研究科〕

- ・ 博士前期課程の新カリキュラムによる教育を、幅広い学際的な視点と各人の専門性の視点と両面から展開することにより、大学院生の一層の能力向上を図る。
- ・ 引き続き県内の公設試験研究機関との共同研究を進めると共に、連携協定の締結についての検討を進める。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

イ 入学者受入方針・入学者選抜

(イ) 学士課程

- ・ 引き続き効果的に、アドミッション・ポリシー周知等の入試PRを実施し、一般入試の志願倍率3倍以上を確保する。
- ・ 高校訪問・出前授業などを引き続き積極的に実施するとともに、アカデミックインターンシップ等の参加増に努める。
- ・ 入学者アンケートを引き続き実施し、それを踏まえて、本学主催の説明会等を通して、アドミッション・ポリシーを効果的に周知する。
- ・ 新しいGPA導入や進級規定に適応したデータベースの設計を検討し、入試、教務、学生を横断するデータベースの運用に向けた準備を進める。
- ・ 看護学部の編入学定員を減らす方向で検討する。
- ・ 科目等履修生制度の活性化のため、科目等履修制度の周知の方法について検討する。

(ロ) 大学院課程

- ・ 引き続き、県内外の看護職に本学看護学研究科の特長の周知を図り、受験者や入学者の確保に向けたフォーラムおよび入試説明会を企画・運営する。広く県内外の看護職に本学看護学研究科の周知を図るため、ニュースレターを発行し広報活動の強化を図る。〔看護学研究科〕
- ・ 引き続き大学院独自のパンフレットを用いて、これまで同様にあらゆる機会を活用して広報活動を実施する。〔事業構想学研究科・食産業学研究科〕
- ・ 食産業学研究科博士後期課程が新設されたことから、宮城県庁始め関係機関への訪問説明、広報活動をより一層強化する。〔食産業学研究科〕
- ・ 引き続き、学部学生の演習・実験・実習および卒業研究などに大学院生をTAとして積極的に起用する。
- ・ 引き続き、博士前期課程においては看護職としての実務経験が通算で5年以上の者について、「英語」「看護総合」の試験科目を免除していること、博士後期課程においては「専門科目」「英語」「面接」の3科目のみにしていることを評価していく。〔看護学研究科〕
- ・ 食産業学研究科博士前期・後期課程での入学者選抜方法を点検する。〔食産業学研究科〕
- ・ 飛び級入学や早期卒業の対象となる学生が入学した場合のための制度を検討する。

ロ 教育課程

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・ 平成25年度入学生より、新カリキュラム及びクォーター制を実施する。オーラル・コミュニケーション力の養成に加えリーディング、ライティングの授業も行い、英語力全体の向上を図る。中国語、韓国語の授業の内容の充実に努める。
- ・ 情報教育については、クラス分けを行い、授業内容の充実に努める。

- ・ 平成 25 年度カリキュラム改正により増えた「人間形成科目」を着実に実施し、その状況をみながら、平成 26 年度の授業改善を検討する。
- ・ 自然科学のリメディアル科目の新設の効果を検証し、平成 26 年度の授業改善を検討する。

b 専門教育

[看護学部]

- ・ 平成 24 年度カリキュラム改正を受けて、新入生、2 年生に対して看護師教育課程、保健師教育課程、教職課程の履修方法を周知する。
- ・ 引き続き、実践看護英語演習科目の充実を図る。
- ・ タンペレ応用科学大学との連携の充実を図る。
- ・ 引き続き、災害看護プログラム履修について、新入生への動機づけを行う。
- ・ 平成 24 年度でプログラムが一巡するので、全科目を履修した学生を対象に、卒業後の活動への動機づけを行う。

[事業構想学部]

- ・ 平成 25 年度からの新カリキュラムの履修状況のフォローを開始する。
- ・ 平成 25 年度からのベトナムでの国際インターンシップを本格的に開始する。
- ・ 専門教育科目の一部英語化を検討する。
- ・ 平成 27 年度から開講予定の震災復興人材養成プログラム（産業集積人材養成プログラムを発展）の準備を開始する。

[食産業学部]

- ・ 地域ニーズに対応した科目として設ける食産業学特別講義の内容をより充実させるための方策について検討する。
- ・ 引き続き、リアル・アジアを実施する。国際インターンシップの単位化を図り、学生が参加しやすい体制を整備する。
- ・ 新カリキュラムにおいて、英語の科目を整備統合することにより、内容の充実を図る。
- ・ 新カリキュラムでの地域食産業人材養成プログラムのあり方を検討する。

c 学習機会の拡大

- ・ 学都コンソーシアムで実施する「復興大学」の授業科目の履修を促す。

d 国家試験・資格

- ・ 4 年生を対象とする看護師、保健師国家試験模擬試験（各 3 回）と 3 年生を対象とする専門基礎科目実力確認テストを実施し、模擬試験終了後の解答説明会と国家試験対策特別講座を開催する。[看護学部]
- ・ 資格試験の補習授業を継続的に実施するとともに、ガイダンスにおいて履修指導を強化する。[事業構想学部]
- ・ 引き続き食品表示、HACCP 管理者資格取得のための講義・実習および公務員受験のためのセミナー、ならびに食生活アドバイザー、食・農検定等の試験を本学において実施し、資格取得者の増大を図る。[食産業学部]

(ロ) 大学院課程

- ・ 引き続き博士前期課程の専門領域・専門分野について、学士課程との関係をより明確にして新たな編成を行い、適合する教育課程および教育内容を検討する。[看護学研究科]

- ・ 引き続き、事業構想学研究科博士前期課程では、新カリキュラムの履修状況をフォローし、学部から継続した建築士等資格取得教育を強化する。〔事業構想学研究科〕
- ・ 博士前期課程の新カリキュラムと新設の博士後期課程での履修状況を点検し、教育課程の編成上の課題を抽出していく。〔食産業学研究科〕
- ・ 博士前期課程の専門領域・専門分野の見直しに当たり、博士後期課程との連続性についても考慮した編成を行う。〔看護学研究科〕
- ・ より高度な研究能力育成のため、研究指導プロセスにおける早期からの複数指導体制を充実させる。〔事業構想学研究科〕（再掲）
- ・ 平成 25 年度から博士後期課程が設置されたので、教育を進行させながら連続性について確認をする。〔食産業学研究科〕
- ・ 博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、老年看護専攻教育課程（26 単位）の申請を行う。また、平成 26 年度のがん看護専攻教育課程（26 単位）の申請に向けて準備を進める。また、既存の各専攻分野について、38 単位の専門看護師教育課程への移行に向けた検討を行う。〔看護学研究科〕（再掲）
- ・ 引き続き博士課程設置時の教育計画に基づいた教育を実施するとともに、大学院生の研究活動を含む学修の進捗状況を点検して課題を把握し、調整を行う。〔看護学研究科〕（再掲）「平成 22 年博士課程設置済み・中期計画達成」
- ・ 引き続き、事業構想学研究科博士前期課程では、資格取得支援科目（一級建築士受験資格、会計士、税理士）の履修を指導する。《中期目標は達成済み》
- ・ 平成 24 年度の検討を元に、制度化に向けた実施事例の蓄積をはかる。《中期目標は達成済み》
- ・ 博士前期課程の新カリキュラムと新設の博士後期課程での履修状況を点検し、カリキュラム編成上の課題を抽出していく。
- ・ 学都仙台単位互換ネットワークにおける他大学院との単位互換の可能性を引き続き検討する。
- ・ 社会人が円滑に学習できるよう、看護学研究科の博士前期課程・後期課程の一部授業科目について、引き続き夜間開講および土・日曜日開講を実施する。また、交通の利便性を考慮し、引き続きサテライトキャンパス（アエル）の活用を推進する。〔看護学研究科〕
- ・ サテライトキャンパスにおける夜間開講の特別講義（ビジネスマネジメント領域、ビジネスプランニング領域）の受講状況をフォローするとともに、空間デザイン領域、情報デザイン領域での特別講義についても、サテライトキャンパスにおける夜間開講の可能性を検討する。〔事業構想学研究科〕

ハ 教育方法

(イ) 学士課程

a 共通教育

- ・ 平成 25 年度より、1, 2 年生とも英語の全必修科目は、習熟度別クラス編成（3 レベル、1 クラス 30 名程度）で実施する。
- ・ 英語講義は、Global Studies に改め、海外留学等を行いたい学生の受講を促す。
- ・ IT を取り巻く状況の変化（ソフトウェアの更新、クラウド・コンピューティング、個人情報管理など）に対応した授業を行う。特に利用が進む SNS などのネット利用上のマナーに留意する。
- ・ 基礎ゼミ 3 学部合同実施の実施内容見直しの結果を踏まえ、平成 25 年度の「基礎ゼミ」を充実する。

b 専門教育

[看護学部]

- 引き続き、平成 25 年度新カリキュラムにおける専門基礎科目と専門科目の科目配置の連動性を点検する。(前掲)
- 改訂版「学びの振り返り」を点検し、内容の充実を図る。
- 臨床教授の任用を進め、教育体制の強化を図る。
- 引き続き宮城大学看護学実習連絡協議会(全体協議会・施設別協議会・実習領域別協議会)を開催し、実習施設との連携を図る。
- 実習調整会議を開催し、円滑に実習ができるように調整を図る。
- 引き続き実習教育、連携協定を締結した市町村を含めた県内の保健医療福祉医療機関との連携を強化し、在宅看護学実習(平成 26 年度開講)や実習期間が 3 週間となる老年看護学実習(平成 26 年度から)や公衆衛生看護学実習(平成 27 年度)のための新規実習施設を開拓する。
- 引き続き、医療機関研究セミナーを開催する。

[事業構想学部]

- 長期インターンシップの制度整備を行う。
- 新カリキュラムの履修状況のフォローを開始する。

[食産業学部]

- 新カリキュラムでの地域と連携した教育活動のあり方について検討する。
- 農場実習の実施方法を検討し、より実践的なものとなるように見直しをはかる。
- マーケティング戦略や企業戦略の演習を中心に、農場実習との連携やケース分析などの実践型教育を継続的に推進する。ニューロマーケティング等の最先端分野については、学術研究の成果を演習に適宜導入する。いずれの科目においても独自ケースの蓄積をすすめる。
- 引き続き、震災復興に向けた取り組みを行っている企業・自治体へのインターンシップ派遣を、食産業フォーラム関連企業・団体の協力を得て行う。また、食産業フォーラム関連企業の協力を得て 1・2 年次の学外施設見学を行うとともに、企業からの要望に応じた食品開発を教育研究の一環として実施する。
- 3 年前期の産業実習(インターンシップを含む)において、より効果的なインターンシップとなるよう内容の見直しを図る。
- インターンシップで培った貴重な社会経験を、成果として可視化を行う。具体的には、インターンシップの成果について報告書を作成する。さらに、高校生や一般向けの報告会を開催し、企業と教員との情報交換を深めると共に活動の周知を図る。
- 少人数教育の効果的な進め方について検討を行う。
- 引き続き実現場の有識者を招いた講義を実施する。

(ロ) 大学院課程

[看護学研究科]

- 博士前期課程の「専門看護師プログラム」においては、老年看護専攻教育課程(26 単位)の申請を行う。また、平成 26 年度のがん看護専攻教育課程(26 単位)の申請に向けて準備を進める。また、既存の各専攻分野について、38 単位の専門看護師教育課程への移行に向けた検討を行う。(再掲)
- 引き続き、講義の聴講や演習への参加自由度を高める工夫をし、専攻領域を超えて広くディスカッションできるよう、複数領域による統合ゼミの機会を設ける。
- 引き続き、研究指導における複数指導体制について点検・改善を図るとともに、集团的指導体制(小集団指導・大集団指導)と個別指導体制の効果的なスケジュールを検討する。

[事業構想学研究科（博士前期課程）]

- ・ 情報デザイン領域でのフィールドワークを組み込んだ修士論文や特定課題研究のテーマ設定を促進するよう指導する。
- ・ 一級建築士受験資格、税理士、会計士の取得支援科目について、期首のガイダンスにおける履修指導を強化する。
- ・ 引き続き、学会や研究会、シンポジウムなどへの参加、研究発表、および学術誌への論文投稿を指導する。また、学内においては、主査・副査による複数教員体制での指導を強化する。

[事業構想学研究科（博士後期課程）]

- ・ 現在進行中のテーマについて、学位論文審査申請に向けた論文作成の指導を強化する。また、新規テーマの設定を促進する。
- ・ 平成 24 年度に開始した研究について、学位論文作成に向けた中間発表を行えるよう、研究指導を進める。また、新規テーマの設定を促進する。
- ・ 引き続き、後期課程学生が博士前期課程・学士課程学生の研究活動をリードするよう指導する。
- ・ 引き続き、大学院学生による学会・論文など学外での発表に要する費用を優先配分することで、発表機会を確保する。

[食産業学研究科]

- ・ 院生のキャリアパスを意識しながら、指導教員、キャリア開発委員、学生生活委員と院生とのコミュニケーションを強化しながら、メンタルケアを含めた総合的支援を行う。
- ・ 引き続き、公設の試験研究機関や企業との共同研究等による連携を深めて、東日本大震災からの復興などの具体的な課題を取り上げた授業やインターンシップ等の教育活動を行う。
- ・ 引き続き、公設の試験研究機関や企業との共同研究等による連携を深めて、東日本大震災からの復興などの具体的な課題を取り上げた研究指導を行い、問題解決力を高めるようにする。
- ・ 引き続き学会等における研究成果発表や、関連のシンポジウム等への積極的参加を促していく。

二 成績評価

(イ) 学士課程

- ・ GPAによる成績管理を導入し、成績管理を行う。

(ロ) 大学院課程

- ・ シラバスの「授業の達成目標」や「成績評価基準」の記載状況を再確認し、成績分布の変動をさらに縮小できるよう成績管理を行う。
- ・ 現行の学位審査の手順等を点検し、明文化が必要な事項について明文化を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 適正な教員配置

- ・ 学部・研究科の目的を各学部各研究科において明確にした上で、その目的に沿った教員組織になるよう各学部で人事計画を作成し、人事委員会においては人事計画書審査・教員選考、教員資格審査を入念に行う。
- ・ 平成 25 年度末に多くの教員が定年退職（11 名）となることから、大学の目標が

達成される教員組織について、的確な対応となるように検討を進める。

- ・ 人事計画書に沿った教員の選考となるよう、募集条件を明確にした上で、公募制を原則とした選考を行い、その選考基準や選考結果を公表する。
- ・ 教員の採用及び昇任の選考にあたり、教育力、研究力を審査するため、模擬授業、研究成果発表等のプレゼンテーションを実施する。また、面接を重視し、今後の活動の方向性や地域貢献、学内運営への取り組み姿勢も評価する。
- ・ 宮城大学大学院担当教員資格審査要綱により、大学院担当者の教員資格審査を適切に行う。
- ・ 成人看護学領域の助教の採用を図るとともに、看護学部看護学専門男性教員比率の向上を図る。〔看護学部〕
- ・ 教員の採用選考にあたり、教授の割合構成を検討するなど、各学部の年齢構成に配慮し、男女比率も均衡化するよう配慮する。〔事業構想学部〕
- ・ 平成 24 年度に引き続き、女性教員の比率を維持する。〔食産業学部〕
- ・ 「共通教育センター」を、人間形成・鍛錬教育センター、学習支援センターへ改組することを検討する。
- ・ 国際交流・留学生センター、地域連携センターが組織目標を達成できるよう専任教員及び各学部の兼務教員を適切に配置する。

ロ 教育及び教員の質の向上

(イ) 教員評価

- ・ 教員評価については、平成 24 年度評価の改善点等を検証し、より公平性、信頼性の高い評価を実施するための検討を継続する。

(ロ) 授業評価

- ・ 授業改善計画の内容を精査し、次年度からの授業改善計画のあり方を検討する。

(ハ) 教員研修

- ・ FD の運営方法を点検し、改善方法を検討する。
- ・ 国際学会等派遣旅費の審査について、国際的研究推進の観点から実施するとともに、自主研修制度の利用奨励を継続する。
- ・ 海外研究費 A（長期派遣）、海外研究費 B（短期派遣）の制度による海外研修制度を実施する。
- ・ 平成 25 年度からのカリキュラム改正においてコアカリキュラムの効果などを検証する際に、将来的なサバティカル制度導入が可能かもあわせて検討する。

ハ 教育環境の整備

- ・ 本学学生生活の実態を的確に把握し、学生の福利厚生等に関する基礎資料とするため、平成 25 年度から生活実態調査を実施する。
- ・ 学術情報リテラシー教育の充実を図るため引き続き講習会等の実施とあわせ、ポータルサイトやライブラリーニュースなどにより図書館資料を使った研究の方法や論文の書き方、情報源の使い方などの情報を掲載し、学生の学習支援を充実させる。
- ・ 平成 25 年 8 月に実施する学内ネットワークシステム機器更新により、クラウドサービスの導入、学内ネットワークの高速化とメール等個人ファイル領域の大容量化の実現を図る。
- ・ 平成 25 年 8 月に実施する学内ネットワークシステム機器更新により、システムの統合認証環境整備、システム利用等の利便性の向上など、情報システムの利活用を進める。
- ・ 平成 25 年度は、教室外学習（自学自習）の一環として、e-learning 学習を 1・2

年の英語必修科目に導入し、積極的な利用を促進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

イ 学習支援

- ・ 学長による「大学で勉強する方法」の講義を行う。
- ・ 教員、学生相談室、保健室、学生支援第一・第二グループの担当者が連携を図り、学生（休学中の学生も含む）の生活状況を把握し、円滑な学生生活が送れるように支援する。また、学生委員会と教務委員会に加え各科目担当教員との相互連携を図り、長期欠席者や留年者に対し、学生生活及び学修上の支援を行う。
- ・ 科目等履修生等は、少人数のため、適切に対応する。
- ・ 新しい履修モデルの周知徹底を図る。
- ・ 引き続き、24年度以後の入学生に看護師教育課程、保健師教育課程、教職課程のそれぞれについての履修方法等をオリエンテーション等で周知する。〔看護学部〕

ロ 生活支援

- ・ 本学学生の実生活態を的確に把握し、学生の福利厚生等に関する基礎資料とするため、平成25年度から生活実態調査を実施する。
- ・ 学内及び学外で快適かつ有意義な学生生活が送れるように、後援会と連携してサークル活動や課外活動を支援する。また、スチューデントジョブセンターにおいて学内事業を充実させるとともに、学外事業の制度設計を検討する。
- ・ 施設移転の実施状況に合わせて、自習室など学生の学習・滞留環境の整備を順次進めていく。
- ・ 全面禁煙の目標に向け、健康支援センターにおいて、衛生委員会とも連携し、具体的な取り組みについて検討する。
- ・ 健康支援センターが中心となって、保健室、学生相談室等の連携を進め、健康診断等を確実に実施するとともに、学生の心身両面にわたる健康維持増進に向けて、学生相談の体制を強化する。

ハ 就職支援

- ・ 大学主催の合同企業説明会や個々の企業の説明会を計画的に開催する。
- ・ キャリア開発センターと各学部学生委員会等との連携・協力関係を強化し、就職活動の支援を行うとともに、求人票の閲覧機能の充実を図る。
- ・ 県内及び首都圏において、企業の人事担当者へのPR及び情報交換を積極的に行い、学生への支援を強化する。
- ・ 公務員試験や資格試験に向けて、模試やセミナーを実施するなど、支援を強化する。
- ・ 事業構想学部インターンシップ参加率40%以上を維持することを目標とする。さらにグローバルインターンシップの充実を図る。
- ・ キャリア開発センターにおいて、就職（再就職を含む）を希望する卒業生に対し情報提供及び就職支援を行う。
- ・ 看護師、保健師国家試験模擬試験の実施と模擬試験解答説明会・国家試験対策特別講座を開催するとともに、キャリアガイダンスの充実を図る。また、医療機関研究セミナーを開催する。
- ・ キャリア開発センターと連携した「キャリア開発」講義の実施に向けて検討を行う。
- ・ 進路調査と進路カードの記載の定着化を図り、大学院生の進路の把握を定期的に行い、学生委員会および研究指導教員と連携し、大学院生の修学の進捗および能力や適性に応じた進路指導・就職支援を行う。〔看護学研究科〕

- ・ 入学試験時から在学中を通して、指導教員が就職希望、職場復帰についての継続した意向調査を行うとともに、キャリア開発センターと連携した進路指導を行う。〔事業構想学研究科〕
- ・ キャリア開発担当者と学生生活委員による院生に対する就職活動および進路指導を、研究室配属直後から担当教員との密接な連携による支援を行う。〔食産業学研究科〕

二 経済的支援

中期計画達成。「宮城大学学習奨学基金」は法人化と同時に設置し、学習奨励支援用に活用中。その他奨学金制度についても引き続き情報提供している。

ホ 社会人・留学生への支援

- ・ 社会人が円滑に学習できるように、看護学研究科の博士前期課程・後期課程の一部授業科目について、引き続き夜間開講および土・日曜日開講を実施する。また、交通の利便性を考慮し、引き続きサテライトキャンパス（アエル）の活用を推進する。（再掲）
- ・ 国際交流・留学生センター専任教員による相談を必要に応じ両キャンパスにて行う。これまで開講してきた留学生 1 年生前期必修科目「日本事情」に加えて新たに「日本事情 II」を後期に開講し 1 年間を通して留学生へのフォローを強化する。また、国際交流・留学生センター主催行事や他団体主催行事への留学生・日本人学生の参加を促すなどにより、学生間の交流の機会を増やす。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

イ 研究の方向性

- ・ 指定研究を学内公募し、地域連携センターとの連携を図りつつ、実践的かつ課題解決型の研究を推進する。
- ・ 学内で公募する指定研究・震災復興特別研究のテーマを点検し、学部横断的な研究推進のための議論を深める。
- ・ 研究委員会を通じて、地域の公的試験研究機関、企業との共同研究・奨学寄付金・受託研究の平成 24 年度成果を点検し、さらなる研究の活性化の議論を深める。
- ・ 平成 25 年度目標 20 件
- ・ 産業化プロジェクト研究を学内で公募し、採択に当たっては実用化・産業化の面から精査する。

ロ 研究水準の向上

- ・ 引き続き、教員評価データをもとに、研究水準の数値目標に対する達成度を明らかにし、研究委員会を通して各学部到时系列的な努力目標を伝達する。
- ・ 引き続き研究発表会や科研費獲得のための研修会を開催するなどサポート体制強化を図り、教員の論文掲載数などの数値等で、前年より底上げを図る。
- ・ 学術論文の質的な向上を図るため、国際ジャーナルや論文誌等への掲載を促進する。

ハ 研究成果の地域社会への還元

- ・ 本学の研究成果を積極的に地域社会へ還元するため、地域連携シンポジウム、セミナー、公開講座等を 15 企画以上実施する。
- ・ 知的財産を地域社会に還元する重要な機会として、教員を積極的に国や自治体の各種審議会委員や各種講師に従事・派遣する。

- ・ 連携自治体と協働で地域課題の掘り起こしと対策を実施する。〔地域連携センター〕
- ・ 引き続き、泉パークタウン、人來田地区連合町内会との連携を強化し、地域住民との交流の機会を増やす。
- ・ ホームページの更新のほか、MYU NOW を定期的に発行し、地域住民への情報発信を行う。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

イ 研究の実施体制

- ・ 研究委員会を通じて、各学部への外部資金獲得状況の周知、努力目標の明確化に努め、科研費研修会などの施策を継続実施する。
- ・ 科研費など外部資金の獲得・採択率向上に関し、学内予備審査などの実効性のある手法の検討を継続する。
- ・ 学部横断的な研究支援体制整備を推奨するため、学内外の研究資金を優先的に配分するシステムを検討する。
- ・ 研究補助者を採用できる外部研究資金の獲得強化を継続する。

ロ 研究費の配分

- ・ 一般研究費については、外部研究資金獲得のための基礎的研究の活動資金であることから、職位による基準額の配分を引き続き実施する。
- ・ 指定研究費の競争的配分を堅持し、地域連携センターとも連携して成果・実績が見込める研究への資金配分に努める。
- ・ 外部研究資金の獲得を促進するため、国際学会発表旅費等の海外出張は外部研究資金で実施することを基本としつつ、学内予算の助成を 1/2 (30 万円上限) とし、対象者数の増加を図る。
- ・ シーズの実用化・産業化が見込める研究への重点配分を目指し、研究候補の確度の高い情報収集等に努め、研究成果の産業化を促す。
- ・ 地元企業等の学外を対象に、論文発表や成果試作品のアピール方策について、地域連携センターと検討を進める。

ハ 研究者の配置

- ・ 教員の採用にあつては、学部での書類選考による審査、学部審査を経た者の研究業績・授業のプレゼンテーション、外部専門委員の意見聴取などによる人事委員会での審査を行い、組織の活性化につながる教育力・研究力・実践力の高い人材の確保を行う。

ニ 研究環境の整備

(イ) 研究時間の確保

- ・ 引き続き議題調整会議を開催し、必要時は副学部長、および教務委員長、入試委員長をコアメンバーとして審議し迅速な対応による円滑な運営を行う。〔看護学部〕
- ・ 新カリキュラムへの移行期間において、各教員の担当時間が適正であるか点検を行う。〔事業構想学部〕
- ・ コアメンバーからなる学部・研究科連絡会議を中心に、学部、学科の効率的、かつバランスのとれた運営を行う。〔食産業学部〕
- ・ 引き続き各学部内において学部専門委員会の所掌業務を整理し、職位と業務内容に配慮した委員長・構成委員を配置するなど、より効率的な運営のための組織体制の構築を図る。〔看護学部〕
- ・ 各教員の負担状況を可視化した委員会構成一覧表を活用し、負担の公平性を保持

する。〔事業構想学部〕

- ・ 平成 24 年度に引き続き、より効率的・効果的な学部運営を図るため、さらに同一人への負担軽減を図るべく、委員会及び構成員（構成員数）を見直す。〔食産業学部〕
- ・ 職員研修規程による国内・海外派遣研修、学外自主研修が有効に機能するよう定期的に制度の周知を図るなど研修受講の環境整備に努める。

(ロ) 研究設備

- ・ 研究設備・機器等の更新並びに有効活用の検討を継続する。

ホ 研究活動の評価

- ・ 研究業績の評価項目や評価方法については、毎年度の見直し作業の中で検討していく。

ヘ 知的財産の創出

- ・ 知財化を促進する研修会などによる知財教育を充実させ、産業化プロジェクトによる産業化の推進などを支援する。
- ・ 本学の発明等知財情報について、地域連携センターと協力し、ホームページなどで学外へ周知する。
- ・ 地域連携センター担当教員のもと、知的財産の発掘と権利化に努める。

第 2 地域貢献等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県民の高等教育機関としての役割

- ・ オープンキャンパス、アカデミックインターンシップ、公開講座への参加が出願に結び付いているかどうかの分析を行う。
- ・ 平成 21 年度に増やした春のオープンキャンパスを引き続き実施するとともに、東北以外の高校訪問を強化する。
- ・ 引き続き、地域人財を活用した科目運営を行うとともに、県内企業、自治体、インターンシップの充実を図る。
- ・ 引き続き、地域人財を活用した科目運営を行うとともに、地域医療機関からの臨床教授・准教授導入により実習教育の充実を図る。〔看護学部〕
- ・ 引き続き、オープンキャンパスやサテライトキャンパスでの説明会、実習施設との協議会や医療機関における講演・研究指導等の機会を活用した広報活動、ならびに研究科ニュースレターや HP を活用した PR 活動を展開し、社会人受入れについての広報を強化する。〔看護学研究科〕
- ・ 引き続きパンフレット配布、ホームページやメールマガジンの活用による広報活動を強化する。〔事業構想学研究科〕
- ・ ホームページの充実、企業との連携、食産業フォーラムなど地域とのつながりを通して社会人受入の拡充を図る。〔食産業学研究科〕

(2) 地域社会への貢献

- ・ 地域連携センターの組織改編を行い、地域イノベーションセンター（COCI）としての体制を構築する。
- ・ 公開講座、シンポジウムを年間 15 企画以上実施するほか、震災復興における被災地の雇用創出のため、地域資源と学内の研究資源を組み合わせた事業化の可能性を探る。
- ・ 平成 24 年度に企画・実施した「サイエンス&カルチャーセミナー」や「宮城大学へ

行ってみよう」等の催しを平成 25 年度も実施し、地域住民への施設開放を積極的に推進する。

- ・ 平成 24 年度に（社）宮城県看護協会からの受託事業として 2 年間の契約で、宮城認定看護師スクールを宮城大学内で運営することから平成 25 年度も引き続き看護協会担当者との良好な関係を築き、スクールの円滑な運営を確保する。

(3) 産学官の連携

- ・ KC みやぎを介した技術相談に積極的に対応するとともに、宮城県産業技術総合センターと連携しながら、共同研究・受託研究の増加に努める。
- ・ 泉インダストリアルパーク協議会、食産業フォーラムを通じた企業との連携、交流を促進する。
- ・ 総合地球環境学研究所と連携協定を締結し、研究所が持つ高度な研究設備を活用することにより本学の研究の質と精度の向上を目指す。
- ・ 県市町村との連携を引き続き強化する。
- ・ 平成 24 年度も計画を上回る受託実績をあげたが、受託した業務を遂行できる適正な人員構成や地域振興基金の在り方について、今後の方向性を検討する。

(4) 大学間の連携

- ・ サテライトキャンパス公開講座に積極的に参加する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流を推進するための体制整備

- ・ 国際交流・留学生センター運営委員会の体制を強化するとともに、兼務教員の役割分担を明確にし、さらに充実した事業展開を目指す。
- ・ 引き続きセンターアシスタント（非常勤）1 名を配置し、業務の迅速化、学生ケアを行う。
- ・ 海外における協定校、協定候補校を訪問し、情報収集と連携を強化する。具体的には、欧米・環太平洋地域、アジアへ各 1 回の現地調査・視察などを行う。
- ・ 本学 HP、国際交流・留学生センター単独の HP により、本学の国際化の取組を積極的に情報発信する。
- ・ 学内のグローバルマインドを育成し発表の場を提供することを目的としたセミナー開催や英語によるオンラインジャーナルの創刊を検討する。

(2) 海外大学等との連携

- ・ 協定校との交流内容の充実を図る。
- ・ 関係部署や委員会等との連携を強化し、交換留学やセンター主催事業（例：リアル・アジア）等を円滑に実施する。
- ・ ベトナムの協定校等との連携により国際セミナーを開催する。
- ・ 国際シンポジウムをフィンランド国タンペレにおいてタンペレ応用科学大学(TAMK)との連携により行う。

(3) 留学・留学生支援

- ・ 国際交流・留学生センター専任教員による相談を必要に応じ両キャンパスにて行う。これまで開講してきた留学生 1 年生前期必修科目「日本事情」に加えて新たに「日本事情 II」を後期に開講し 1 年間を通して留学生へのフォローを強化する。また、国際交流・留学生センター主催行事や他団体主催行事への留学生・日本人学生の参加を促すなどにより、学生間の交流の機会を増やす。（再掲）
- ・ ベトナムでの本学留学生試験実施に向けて継続して検討する。

- ・ 優秀な外国人留学生を集めるため、留学希望者や外部機関への PR 活動等を検討する。
- ・ 独自奨学金制度を含む、アジアからの短期受入プログラムの企画・実施を検討する。
- ・ 国際交流・留学生センターが適切と認める他機関による海外派遣プログラムの情報を積極的に広報し、参加促進を図る。
- ・ 海外留学等に必要となる語学試験（TOEFL 等）に関する資料を充実させるとともに、試験を定期的に開催する。
- ・ 語学自習教材や DVD での映画上映などを通し、学生が多言語に触れる場を提供する。
- ・ 留学への財政的支援のための外部資金獲得を含む奨学金制度を検討する。
- ・ 本学独自の取組であるグローバル人材育成プロジェクトをさらに促進する。
- ・ 国際交流・留学生センターが適切と認める他機関による海外派遣プログラムの情報を積極的に広報し、参加促進を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

- ・ 平成 25 年度においても、権限と責任を明確化した担当制を維持する。
- ・ 理事会は月 1 回の定期に加え、法人の機動的な運営を図るため必要に応じ臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定する。また、理事長、理事、副学長及び事務部課長職以上の職員で構成する理事懇談会を開催し、計画的な業務運営と業務連携を密にしていく。
- ・ 理事長を補佐するために、総務課長、企画財務課長のほか総務、企画予算及び広報グループリーダー、理事室秘書を構成員とする理事室において、法人業務を円滑に進める。
- ・ 理事会を中心としつつ、法人の経営に関する重要事項の審議機関としての経営審議会、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関としての教育研究審議会をそれぞれ役割に応じて定期的に開催し、お互い連携しながら迅速かつ適切な審議が行えるよう機能向上を図る。
- ・ 引き続き議題調整会議を開催し、必要時は副学部長、および教務委員長、入試委員長をコアメンバーとして審議し迅速な対応による円滑な運営を行う。〔看護学部〕（再掲）
- ・ 内部統制を図るため、引き続き、テーマを選定のうえ内部監査を実施する。また、研究委員会による研究費監査も継続実施する。
- ・ 業務運営の効率化を図るため、個別参加型の研修を充実するとともに、全職員参加型の研修を実施する。

(2) 戦略的な予算等の配分

- ・ 各部門責任者からの予算要求の前に「予算編成の基本方針」を策定し、研究費予算の配分等、戦略的な予算配分方針を明示する。

(3) 学外の有識者等の登用

- ・ 副理事長以下、各理事・監事に学外の有識者を適材適所で登用する。
- ・ 経営審議会の委員については、半数は学外者ということを堅持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・ 活動実績等の検証を踏まえて、学部再編等組織見直しを検討する。
- ・ 各センター及び全学委員会の機能を活動実績等により検証する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人事制度

- ・ 教員採用に係る人事委員会では、原則として外部者の意見を聴取して採用の可否を決定する。
- ・ 教員の専門業務型裁量労働制については、「勤務状況等報告書」により各教員の就業状況と健康状態の把握に努めながら、現制度を継続する。
- ・ 国の法改正に伴い、任期制の見直しを含め検討する。
- ・ プロパー職員の割合は既に目標を達成していることから、今後は大学運営が円滑に機能するように職員の計画的採用及び適正配置の検討を進めていく。
- ・ 職員のキャンパス間異動とともに、プロパー職員のサブリーダー又はグループリーダーへの積極的な登用を図ることにより、県派遣職員とプロパー職員の大学職員としての一体化、融合を進める。
- ・ プロパー職員の他大学との人事交流については、適期を探りながら検討していく。

(2) 評価制度

- ・ 教員、事務職員の年俸制については、現行の評価制度に基づく勤務成績の給与等への反映状況を検証し、引き続き検討を行うとともに、教員の勤務日数に応じた勤務条件の検討も行う。
- ・ 教員評価については、平成 24 年度評価の改善点等を検証し、より公平性、信頼性の高い評価を実施するため、教員評価専門委員会において引き続き検討を行っていく。
- ・ 引き続き、教育評価の中の学生の授業評価の割合を検証しながら、教員評価に反映させる。
- ・ 平成 24 年度に制定した「事務部職員評価要綱」を本格的に実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の見直し

- ・ 平成 24 年度の事務組織の改編により、管理運営事務の集中化と効率化が図られたのか検証作業を行い、より機動的、一体的に業務が推進できるよう必要に応じ見直しを行う。
- ・ プロパー職員及び新派遣職員を対象に、大学職員として必要な基礎的知識を習得する研修制度を引き続き整備する。また、一部のプロパー職員については、今後のグループリーダーへの登用を見据え、大学職員としての専門性や組織管理・運営能力の向上を図るための研修を実施する。

(2) 事務の効率化

- ・ 事務処理フローの点検・見直しを継続して行い、使い勝手の良い事務処理マニュアルにしていくとともにOJTをしっかりと行う。
- ・ 次期ネットワーク構築の中で事務処理システム等のシングルサインオンによる認証システムを構築する。
- ・ 平成 26 年 8 月に予定している各種システム更新に向け、システム化により効率化が図られる業務の洗い出し及び実現に向けた検討を行う。
- ・ 財務会計システム、旅費システムの運用状況を検証し、必要があれば改善を検討する。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

- ・ 科研費等の申請を奨励し、採択のための研修会及び希望者への事前審査を実施し、採択率の向上を図る。
- ・ 平成 25 年度の 1 人当たり平均外部資金獲得額目標：143 万円
- ・ 教員データベースの充実（記入率・更新度の向上）を図りながら、ホームページの再構築において閲覧しやすい設計を行うことで、アクセシビリティの向上を実施する。
- ・ 引き続き、外部資金獲得額を教員評価に反映させ、教員のインセンティブを促す。
- ・ 外部研究資金の間接経費については、当該研究の実施に支障がある場合を除き、適切な割合で受入れし、研究環境等の整備として管理経費等に使用する。

(2) 自己収入の確保

- ・ 昨年度に引き続き、教員免許状更新講習を有料で実施するなど、自己収入の確保に努める。
- ・ 外部からの施設利用申込みについては、学内行事に支障が出ない限り貸出を行うこととし、施設利用者からは、特殊要因を除き、規程に基づいた利用料を徴収することで収入確保に努める。
- ・ ホームページのアクセス数を継続的にチェックするなど、広告収入導入の可能性について引き続き検討する。

(3) 授業料等の適切な設定

- ・ 現在の社会経済情勢や他の国公立大学法人等の状況を勘案し、平成 25 年度についても授業料は改定しない。翌年度以降については、諸状況を勘案し、改定の必要性について検討する。なお、今後の改定の検討時期については、国立大学法人の改定の 1 年後を基本とする。
- ・ 引き続き口座引き落としの定着を図り、確実な徴収に努める。また、学生納付金未納者については常時債権管理を行っていく。
- ・ 授業料の減免は、全体の 3%以内で継続する。加えて、授業料及び入学金について、震災による特例減免を継続する。なお、減免制度のあり方については、国立大学法人、他の公立大学の状況を踏まえて検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 経費削減の一方策として、コピー費管理方式を継続実施する。また、節電対策等を引き続き行い、コスト削減及び意識を高める。
- ・ 可能なものは複数年契約に切替え、費用対効果とともにコスト削減を図る。
- ・ 給与計算業務については、平成 21 年度からアウトソーシングを実施済。外部について随時見直しを行い、コスト削減とともに、業務の簡素化・合理化を図っていく。
- ・ 事務部組織改編の検証と職員の職務能率の向上に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 保有資産について、定期的に点検を実施し、適切に管理していく。また、「施設有効活用検討委員会」における有効活用方策検討結果を踏まえ、改修工事等を施設管理室において計画的に進めていく。
- ・ 余裕資金については、資金繰等を勘案し、銀行定期預金など安全・確実な商品により運用する。

第 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 次の定期調査・評価を実施する。
 - ①教員評価
 - 改善後の精度向上及び評価作業の効率化に努める。
 - ②卒業時学生満足度調査
 - 調査結果は、平成 25 年度から実施する生活実態調査の結果と併せて学生の福利厚生等に関する基礎資料とする。
 - ③学生授業評価
 - 引き続き、学生による授業評価を考慮して授業改善計画を作成する。〔看護学部・事業構想学部〕
 - 授業改善計画の内容を精査し、次年度からの授業改善計画のあり方を検討する。〔食産業学部〕
 - ④入学時アンケート調査
 - 入学者全員について、入学手続きの一部としてアンケートを実施する。
- ・ 自己点検評価の実施済み。
- ・ 大学基準協会による大学評価を受ける。
- ・ 自己点検評価を通じて改善点等を検討する。
- ・ 年度計画、実績報告、評価結果についてはホームページにより公表する。

2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育情報などのスムーズな情報公開を行うことができるシステムを整えるためHPのリニューアルを行い、引き続き公表に努める。
- ・ 情報ネットワークの更新作業と連携しホームページのリニューアルを行い、情報発信しやすい広報システム作りに努める。
- ・ 広報委員会において、引き続き効果的な広報活動について検討する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 「施設有効活用検討委員会」における有効活用計画を踏まえ、改修工事等の優先順位をつけて計画的に実施していく。
- ・ 大規模修繕については、平成 22 年度に策定し平成 23 年度に一部修正した「宮城大学施設整備計画」に基づき、計画的に実施していく。中小規模修繕についても、目的積立金等を活用し計画的に実施していく。
- ・ 「エコキャンパス推進会議」を中心に、引き続き、大学環境の維持・保全・美化、省資源・省エネルギー等について検討を進める。
- ・ 大規模修繕については、平成 22 年度に策定し平成 23 年度に一部修正した「宮城大学施設整備計画」に基づき、計画的に実施していく。また、中小規模修繕については、目的積立金等の有効活用を図りながら優先順位をつけて計画的に実施していく。「施設等管理使用規程については、平成 21 年度に制定済。」

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・ 災害及び犯罪等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練等を実施する。
- ・ 看護学実習における災害対策を強化する。(安否確認システムによる安否確認体制を整備する、実習施設と災害時の対応を確認する等)〔看護学部〕
- ・ 引き続き、他の公立大学等の現状についての情報収集を行うとともに、関係機関との連携を密にし、対応を進めていく。
- ・ 平成 25 年 8 月に更新予定の情報ネットワークシステムに対応した情報セキュリティポリシー等関係規程の整備を行う。

- ・ 新入学生を対象とした情報リテラシーの授業において、情報セキュリティの確保・維持を目的とし、正しい判断基準、知識、技能の獲得に向け教育を徹底する。

3 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・ 人権侵害に関する相談窓口及び人権侵害防止及び対策本部を継続して設置する。
- ・ 学生・教職員を対象に人権侵害防止に関する周知のために、イエローカードを配布することとともに教職員を対象にした研修会を実施する。
- ・ 非違行為が発生した場合には、厳正・迅速に処置する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 当初予算（平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 4 8 4
授業料等収入	1, 0 8 1
受託研究費等収入及び寄附金	3 2 5
施設整備補助金	0
補助金	0
その他収入	1 1 6
計	4, 0 0 6
支出	
教育研究費	2, 8 6 9
（うち人件費）	（1, 9 0 2）
一般管理費	1, 0 5 5
（うち人件費）	（5 6 0）
施設整備費	8 2
補助金	0
計	4, 0 0 6

2 収支計画（平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3,987
経常費用	3,886
業務費	3,642
教育研究経費	519
受託研究等経費	84
人件費	2,462
一般管理費	577
財務費用	14
雑損	0
減価償却費	230
臨時損失	101
収入の部	3,987
経常収益	3,886
運営費交付金収益	2,383
授業料等収益	1,054
受託研究等収益（寄附金を含む）	325
財務収益	0
雑益	116
資産見返負債戻入	8
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	6
補助金収益	0
臨時利益	101
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4,006
業務活動による支出	3,742
投資活動による支出	28
財務活動による支出	236
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	4,006
業務活動による収入	4,006
運営費交付金収入	2,484
授業料等収入	1,081
受託研究費等収入	325
その他収入	116
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・ 5億円とする。

2 想定される理由

- ・ 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ なし

第10 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、協議のうえ、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第5条第1号から第3号関係）

1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）

- ・ なし

2 人事に関する計画

- ・ プロパー職員の割合は既に目標を達成していることから、今後は大学運営が円滑に機能するように職員の計画的採用及び適正配置の検討を進めていく。(再掲)
- ・ 業務運営の効率化を図るため、個別参加型の研修を充実するとともに、全職員参加型の研修を実施する。(再掲)

3 施設設備に関する計画

- ・ 大規模修繕については、平成22年度に策定し平成23年度に一部修正した「宮城大学施設整備計画」に基づき、計画的に実施していく。中小規模修繕についても、目的積立金等を活用し計画的に実施していく。(再掲)

(別紙)

◎東日本大震災復興のための支援活動・研究活動の強化

研究費に震災復興研究費を設けたほか、第九を歌う会等災害復興へのエールとなるイベントの開催、南三陸町を中心とした震災復興サテライトキャンパスを拠点とした支援活動など、多様な復興支援活動・研究活動を引き続き展開する。

未曾有の被害を出した東日本大震災からの速やかな復旧を図るとともに「県民の高等教育機関」を使命とする本学として、学内の教育・研究資源を最大限に活用し、震災復興に向けた支援を積極的に進める。

[教育分野]

- ・ 安否確認システムへの登録について周知徹底を図る。
- ・ 実習期間中における災害発生時の対応について、災害訓練の実施や地震等発生時の対応等の点検・評価を継続的に行うとともに、実習協力施設・機関との話し合い（実習全体協議会、施設別協議会等）を通して、引き続き検討する。〔看護学部〕
- ・ 地震等発生時の安否確認方法について、全学的に導入された安否確認システムと、平成24年度に更新した看護学部緊急連絡網や改訂版「実習中の災害発生時の対応について」のすり合わせを行い、確実に活用しやすい方法を引き続き検討する。〔看護学部〕
- ・ 被災による生活や学習への影響を考慮した学生支援を継続的に実施する。〔看護学部〕
- ・ 平成25年度においても被災世帯に対する授業料免除を実施する。〔学生部〕
- ・ 災害看護プログラム及び関連科目の教育内容や教育方法について、1クール終了後の点検・評価を行い、更なる充実を図る。〔看護学部〕

[研究分野]

- ・ 被災地の社会基盤の復興発展への貢献を図るため、実装的な研究課題を学内公募し、震災復興特別研究を継続して実施する。
- ・ 学内外より研究資金を得て、災害看護に関する研究を継続的・発展的に実施する。〔看護学部〕
- ・ 震災復興を支援する研究活動への外部機関からの研究費助成へ積極的に応募し、研究活動を通じた被災地復興への貢献を図る。

[地域貢献]

- ・ 学生の行うボランティア活動に対する支援を継続的に行っていく。
- ・ 学内外から資金を得て、学生ボランティアを含めた災害支援活動を継続的に実施する。〔看護学部〕
- ・ 公開講座等を通して、災害時の対応や被災者及び支援者の健康管理・疾病予防に向けた支援活動を行う。〔看護学部〕
- ・ 南三陸町の復興計画の実現に向けて、復興ステーションを核とした「南三陸町コミュニティ復興支援プロジェクト」を実施する。〔地域連携センター〕
 - I 南三陸町復興まちづくり支援事業
 - I-1 山の暮らし・海の暮らしの再生支援事業
 - I-1a 間伐材利用システムの試行モデルを完成させる。
 - I-1b 住民向け普及セミナーを開催する。
 - I-1c 被災地の雇用創出のため地域資源と大学の研究資源を結びつけ事業化の可能性を探る。
 - I-2 (復興)教育ツーリズム開発事業
 - I-2a 復興ビエンナーレ等のイベントを開催する。
 - I-2b 農家民宿等の滞在・体験機能の拡充や観光案内ガイド(震災の語りべ)の育成

を通じて、修学旅行等の誘致を促進する。

II 南三陸サテライトキャンパス事業

II-1 移動（巡回）キャンパス事業

II-1a 住民を対象とした移動講座、NHK と連携したアーカイブ上映会等を定例的に開催する。

II-2 専門家ネットワーク構築事業

II-2a 全国の専門家等との連携ネットワークを強化する。

II-2b 被災地以外での復興関連イベントを開催する。

III 学生ボランティアによる地域復興支援事業

IIIa 学生ボランティアを積極的に派遣する。

- ・ 教員の専門性を生かして自治体復興計画等の支援を行う。〔看護学部〕
- ・ 平成 24 年度と同様に復興支援に取り組む企業等に対し、復興支援拠点として大学施設を提供するほか、教員の研究成果を活用して民間企業と連携した継続的な復興支援に取り組む。〔地域連携センター〕